

条例の制定・改正・廃止

公民館条例の一部を改正

南九州市校区・地区公民館長の任期を見直すことに伴い改正するものです。

平成29年3月31日までは経過措置があります。

非常勤職員の任期	→	館長	3年
		その他の職員	1年

南九州市地域の元気臨時交付金基金条例の制定

国から地域の元気臨時交付金が交付されることに伴い、南九州市地域の元気臨時交付金基金を設置し、公共投資を円滑に行い、地域の経済の活性化及び雇用の創出を図るため、本条例を制定するものです。

都市公園条例の改正

南九州市都市公園の施設使用料の徴収について、市長が特に認めた場合に後納できるものです。

この条例は、公布の日から施行されます。

南九州市土地開発基金条例の一部を改正

土地開発公社の解散に伴い、本条例を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行されます。

南九州市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を廃止

地方公営企業法の規定を適用していた知覧地域の簡易水道事業が、南九州市水道事業統合計画の策定に伴い、南九州市水道事業へ統合されるため、本条例を廃止するものです。



市が分譲することとなった南野元住宅団地

水道事業条例の改正

南九州市水道事業統合計画の策定に伴い、給水区域、給水人口及び1日最大給水量について改正するものです。

この条例は、平成26年4月1日より施行されます。



簡易水道事業から水道事業へ統合される松永配水池

地方税法の一部改正に伴う条例の改正

- ・南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例
- ・南九州市介護保険条例
- ・南九州市後期高齢者医療に関する条例

延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特別基準割合に年1%の割合を加算した割合とする。

この条例は、平成26年1月1日より施行されます。

簡易水道事業条例の改正

谷場簡易水道の給水区域変更認可に伴う潁娃町郡瀬谷地区及び梶山地区の給水区域内への編入並びに南九州市水道事業統合計画の策定に伴い、南九州市簡易水道事業から南九州市水道事業へ編入される区域について改正するものです。

この条例は、平成26年3月1日から施行されます。

給水条例の改正

水道使用申し込みの利便性を図るため、再開始手数料を廃止するよう改正するものです。

この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

請願 不採択

◎「3つの医療費の窓口での無料化」を求める請願書

(3つの医療費：乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費)

◎国に対し、来年4月からの消費税の増税中止を求める請願書

土地改良事業施行 可決

土地改良法第96条の2第2項の規定により、新規土地改良事業を施行することを可決しました。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用道路)厚地地区

・計画区域19.7ha

・受益戸数164戸



厚地地区

追跡！
あの質問・提言
はどうなった?!

質問／Wi-Fiスポット等の整備

蔵元慎一 議員 (平成25年3月議会)

スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるが、観光スポットや公共施設に無線LAN、Wi-Fiスポットを整備していく考えはないか。



市長

答弁／補助事業を要望

平成25年度地域振興整備事業により、市内の主要な観光地に「観光地ワイファイスポット事業」を要望している。



その後



Wi-Fiスポットが整備される平和会館前

平成26年2月竣工予定

(整備箇所)

- ・知覧特攻平和会館前
- ・知覧観光案内所
- ・武家屋敷庭園(西郷邸)
- ・武家屋敷駐車場
- ・番所鼻自然公園
- ・岩屋公園